

## 矢板市新たなモビリティサービス導入に向けた基礎調査支援業務 公募型プロポーザル審査要領

### 1 趣旨

この要領は、矢板市新たなモビリティサービス導入に向けた基礎調査支援業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施する公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）を公平公正に実施するための審査基準を定めるものとする。

### 2 審査の実施主体

- (1) 本件プロポーザルの審査は、矢板市新たなモビリティサービス導入に向けた基礎調査支援業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施する。
- (2) 公平公正な審査を担保するため、審査委員会の委員の所属、氏名等は一切公表しない。
- (3) 審査に関する最終権限は、審査委員会の審査委員長が有するものとする。
- (4) 審査の実施に必要な庶務は、都市整備課において処理する。

### 3 参加資格要件

- (1) 本件プロポーザルの参加資格要件は、実施要領第3項記載のとおりとする。
- (2) 実施要領第6項により参加申込書を提出した事業者が参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。当該事業者が参加資格要件を満たさなくなった場合も、同様とする。

### 4 事前選考

- (1) 本件プロポーザルを効率的に実施するため、参加申込書を提出した事業者が5社を超えた場合は、事前選考により参加者の絞り込みを行う。
- (2) 事前選考は、提出された企画提案書を基に、別表の審査項目「プレゼンテーション、デモンストレーション、ヒアリング」を除く審査項目により実施する。
- (3) 事前選考による順位が上位の5社について、本件プロポーザルプレゼンテーションへの参加を認める。
- (4) 事前選考により決定した参加者のうちから参加辞退者又は失格者が出た場合であっても、順位の繰上げは行わない。
- (5) 事前選考を実施した場合は、速やかに事業者の結果を通知する。

## 5 審査基準等

- (1) 本件プロポーザルの審査方法は、企画提案書を基にしたプレゼンテーション審査及びデモンストレーション、ヒアリングとし、審査の評価基準及び配点は別表のとおりとする。
- (2) 配点の合計は、100点とする。
- (3) それぞれの事業者の獲得点数は、審査委員会の委員が別表の基準に従いそれぞれ採点した点数を審査項目ごとに単純平均して小数点以下を四捨五入した点数を合計した点数とする。
- (4) 獲得点数が50点未満の事業者は、要求水準に満たないものとして失格とする。
- (5) 事業者が1社のみの場合であっても、審査委員会は審査を実施する。

## 6 順位の決定

- (1) 審査委員会は、次に掲げる方法により事業者の順位を決定する。
  - ア 前項第3号の獲得点数の順番に、事業者に順位を付与する。
  - イ 獲得点数が同じ事業者が複数存在する場合は、以下の手順によりそれらの事業者間の順位を確定する。
    - ① 獲得点数が同点の場合は見積書記載の価格が低い事業者を上位とする。
    - ② ①が同列の場合は、審査委員長の採点結果が高い事業者を上位とする。
    - ③ ①及び②が同列の場合は、審査委員長のくじ引きにより上位を決定する。
- (2) 前号の方法により確定した第1順位の事業者を、優先交渉権者とする。
- (3) 順位の確定後、速やかに各事業者に獲得点数及び順位を通知する。また、第1順位の事業者名は、矢板市ホームページ上で公表する。

## 7 審査過程等の不開示

審査委員会による審査過程及び審査結果の詳細については、矢板市情報公開条例（平成14年矢板市条例第6号）第8条第4号により不開示とする。

## 8 異議申立ての禁止

審査結果その他の審査委員会の決定事項について、事業者からの異議申立てを一切認めない。

## 9 その他

この要領に定めるもののほか、本件プロポーザルの審査に必要な事項は、審査委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 7 月 2 日から施行する。

## 別表

| 審査項目<br>【評価対象】             | 評価基準  | 評点  |
|----------------------------|---|-----|
| 業務実績                       | 地域公共交通に関わるデータ分析、地域公共交通の再編、オンデマンド交通等の新たなモビリティサービス導入に関する支援業務等の同種又は類似する業務実績を有しているか。  | 10点 |
| 業務実施方針等                    | 本業務の目的、意図、内容を理解し、適切に実施するために必要な知識・経験等を有する人員体制であるか。   | 10点 |
| 提案内容の実現性                   | 本業務の目的達成に向けたプロセスを示し、適切に遂行するための進行管理等について、具体的かつ実現性が高く、確実な業務の遂行が見込まれるか。  | 10点 |
| 本市の現状理解と業務実施の方向性           | 本市の地域性を理解したうえで、的確に現状の把握を分析し、交通空白地域等の解消につながる実効性、実現性のある独自の提案がなされているか。   | 15点 |
| 業務の持続可能性                   | 交通事業者等の関係者との調整能力・実績や事業化に向けた具体的なプロセスに基づいた「持続可能な仕組み」の提案がなされているか。  | 15点 |
| 調査・分析                      | 地域公共交通に関わるデータの種類と集計・分析方法のほか、独自に所有するデータの種類や活用方法が具体的に提案されているか。  | 10点 |
| プレゼンテーション、デモンストレーション、ヒアリング | ○下記のことについて総合的に評価する。<br>・企画提案書の内容をわかりやすく説明しているか<br>・業務内容を十分に理解し、質疑に対する的確かつ簡潔明瞭に回答しているか   | 10点 |
| 提案価格<br>【見積書】              | ○見積価格は技術提案内容を勘案して、その品質確保の観点で妥当かつ競争力のあるものかどうかを評価する。<br>①獲得点数は、見積価格を次により点数化した点数とする。<br>獲得点数 = 配点*0.5*(Pmax-Pi)/(Pmax-Pmin) + 配点*0.5*(Pmin/Pi)<br>Pi：当該事業者の見積価格<br>Pmax：見積上限額(5,000,000円)<br>Pmin：最低見積価格<br>※小数点以下四捨五入とする。<br>②不当な低入札価格と認める場合(概ね他の事業者の平均見積価格の1/2以下の額)は、獲得点数を減点することがある。 | 20点 |

備考

- 1 審査委員会の委員は、各審査項目の評価基準に記載された視点でそれぞれ自由に採点する。
- 2 各審査項目の点数は、審査委員会の委員が採点した点数を単純平均し小数点以下を四捨五入した点数（0点から配点まで）とする。
- 3 事業者の獲得点数は、各審査項目の点数を合計した点数とする。
- 4 限られた時間での審査となるので、企画提案書に記載した内容はプレゼンテーションの際に説明を省略したとしても評価の対象とする。ただし、企画提案書の記載内容とプレゼンテーションの内容又は質疑応答による説明の内容に齟齬があると認めるときは、必要な加点、減点を行うことがある。